

新居浜市SDGs推進プラットフォーム分科会規程

(趣旨)

第1条 新居浜市SDGs推進プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的として、新居浜市SDGs推進プラットフォーム設置要綱（令和5年要綱第7号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき設置される分科会に関し、必要な事項を定める。

(活動計画)

第2条 要綱第7条第2項の規定による分科会の設置を提案しようとする会員は、新居浜市SDGs推進プラットフォーム分科会活動計画書（第1号様式。以下この条において「活動計画書」という。）を要綱第3条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

2 前項の活動計画書を提出した日の属する年度の翌年度以降も引き続き分科会の活動を行う場合は、年度ごとに当該年度分の活動計画書を提出するものとする。

(活動報告)

第3条 要綱第7条第3項の規定による分科会の活動内容の報告は、新居浜市SDGs推進プラットフォーム分科会活動報告書（第2号様式。第11条において「活動報告書」という。）により、当該事業年度の末日までに行うものとする。

2 分科会は、事務局が必要と認める場合は、分科会の活動に関する情報を提供しなければならない。

(メンバー)

第4条 分科会は、会員のうち、当該分科会の目的に賛同する者から構成する。

2 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）の募集にあたっては、設立時を含め、会員に対して十分な告知を行うものとする。

3 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。

(役員)

第5条 分科会に、分科会長1名を置く。

2 分科会長は、分科会の設置を提案する会員とする。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。

4 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合において、当該出席者に第9条の規定を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、メンバー間での自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 分科会は、分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果(以下「検討成果」という。)がある場合は、随時事務局に書面により報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 メンバーは、分科会活動又は相互交流により知り得た他のメンバーの技術的な情報又は秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、メンバーが退会し、又は分科会が解散した後についても適用する。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果(以下「検討成果等」という。)は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は、検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分科会は、検討成果等に技術的な開発成果等、他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると判断したときは、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利をいう。)に関する出願等を検討する場合、あらかじめ事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(分科会の解散)

第11条 分科会長からの申出があったときは、要綱第6条に規定する幹事会の承認を得

て分科会を解散することができる。

2 幹事会は、次の各号のいずれかに該当するときは、分科会を解散することができる。

(1) 第1条に規定する分科会の設置目的にふさわしくない活動があったとき。

(2) 第3条の活動報告書が正当な理由なく提出されないとき。

(3) その他解散が適当であると幹事会が認めたとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、事務局と協議のうえ、分科会長が別に定める。

附 則

その規程は、令和5年4月1日から施行する。

新居浜市SDGs推進プラットフォーム分科会活動計画書

分科会名称	
分科会提案会員	
目的	
解決すべき課題	
活動内容	
期待される成果	

※必要に応じ、ページ数を増やしても差し支えありません。

新居浜市SDGs推進プラットフォーム分科会活動報告書

分科会名称	
分科会メンバー	
活動概要	
活動成果	

※必要に応じ、ページ数を増やしても差し支えありません。